

全国金魚すくい選手権大会マスコットキャラクターの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、全国金魚すくい選手権大会マスコットキャラクター「きんとつと」及び「デメッキー」(以下「マスコットキャラクター」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、マスコットキャラクターとは、全国金魚すくい競技連盟(以下「連盟」という。)に所属している別図の基本デザインのことをいう。

第3条 マスコットキャラクターに関する一切の権利は、連盟に属するものとする。

(使用の許可申請)

第4条 マスコットキャラクターを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ「マスコットキャラクター使用許可申請書」(様式第1号)を連盟に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 大和郡山市及び大和郡山市教育委員会が、その業務の目的で使用する場合
- (2) 大和郡山市内の学校等教育機関が教育の目的で使用する場合
- (3) 新聞・テレビ・雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (4) 連盟が認めた認定大会の告知等において使用する場合
- (5) その他連盟が適当と認めた場合

2 前項の申請に要する費用は、申請者が負担するものとする。

(使用の許可の基準)

第5条 連盟は、前条の規定による使用許可申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、適切と認めた場合は申請者に「マスコットキャラクター使用許可書」(様式第2号)を交付するものとする。

2 連盟は次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないものとする。ただし、連盟が特に適切と認めた場合はこの限りではない。

- (1) 連盟及び大和郡山市とマスコットキャラクターの信用や品位の失墜に至るおそれのある場合
- (2) 連盟が認めた関連事業の推進に支障をきたすおそれがある場合
- (3) 申請者が「大和郡山市暴力団排除条例」第2条第1号及び第2号に掲げるものである場合
- (4) 特定の政治、思想、宗教を支援し、または支援しているような誤解を与えるおそれがある場合
- (5) 特定の個人または団体を後援しているような誤解を与えるおそれがある場合
- (6) 法令又は公序良俗に反する場合、または反するおそれがある場合
- (7) 社会通念上許可することが不相当と認められる場合
- (8) その他連盟が許可しないことが適切であると判断した場合

(使用の不許可)

第6条 連盟は、第5条第2項に規定する申請を許可することが不適切であると認める場合は、「マスコットキャラクター使用不許可通知書」(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(使用許可の期限)

第7条 マスコットキャラクターの使用許可の期間は、使用を許可した日から起算して当該年度の末日までの間とする。

2 使用期限は、使用許可を受けた日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、当該使用許可を受けた内容を変更しない限り、使用期限後2年の期間を限度として、引き続き使用することができるものとする。

3 電子データでの使用など、反永続的な使用が見込まれる場合については、前項の規定にかかわらず、当該許可を受けた内容を変更しない限り、反永続的に使用できるものとする。

(使用料)

第8条 マスコットキャラクターの使用料は、原則無料とする。ただし、営利を目的としてマスコットキャラクターを用いた商品を製作する場合は有償とし、金額については個別に協議するものとする。

(使用上の遵守事項)

第9条 マスコットキャラクターを使用する許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)許可された用途のみに使用すること。

(2)可能な限り、使用対象物に「全国金魚すくい選手権大会マスコットキャラクター」と表記すること。

(3)指定した色及び形等で使用し、デザインの改変など応用使用はしないこと。ただし、連盟が認めた場合は、この限りではない。

(4)使用許可を第三者に譲渡、または転貸しないこと。

(5)マスコットキャラクターについて、意匠法に基づく意匠の登録、商標法に基づく商標の登録及び知的財産に関する一切の権利の設定または登録を行わないこと。

(結果の報告)

第10条 使用者は、マスコットキャラクターの使用を完了したときに、速やかに「マスコットキャラクター使用報告書」(様式第4号)及び成果品等を連盟に提出するものとする。

(変更の許可)

第11条 使用者が許可内容を変更しようとするときは、直ちに「マスコットキャラクター使用許可申請書」(様式第1号)により変更内容を連盟に申請し、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可基準は第5条の規定に準ずるものとする。

(許可の取消し等)

第 12 条 連盟はマスコットキャラクターの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用許可（前条に規定する変更の許可を受けている場合は当該変更の許可）を取消すものとする。

- (1) 第 5 条第 2 項各号に該当し、又は第 9 条に違反していると認めるとき。
 - (2) 虚偽その他不正な手段により許可を受けたと認められるとき。
 - (3) その他マスコットキャラクターの使用継続が不適當であると認められたとき。
- 2 連盟は、第 1 項により許可を取消した場合は、「マスコットキャラクター使用許可取消通知書」（様式第 5 号）により使用者に通知するものとする。
- 3 使用者は、前項の規定により許可を取消された場合、許可取消の日から当該許可に係るもの全てを使用してはならない。
- 4 連盟は、許可を取消された使用者に対して使用物件の回収を求めることができる。
- 5 前項に規定する使用物件の回収等、使用許可の取消しに伴い発生する費用の一切は、許可を取消された使用者が負担するものとする。
- 6 使用者がマスコットキャラクターのデザインの使用について、第三者との間に権利侵害の紛争が生じたときは、速やかに連盟に報告し、使用者の責任と負担において、その紛争の処理、解決を図るものとする。
- 7 連盟は、第 1 項の規定による使用許可の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。
- 8 連盟は、許可を取消された使用者に対し、マスコットキャラクターの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(補足)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は連盟が別に定める。

附則

この要綱は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

(別図)

全国金魚すくい選手権大会マスコットキャラクター 基本デザイン

「全国金魚すくい選手権大会マスコットキャラクターの使用に関する要綱」第2条で規定するキャラクターの図柄は次のとおりです。

基本デザイン〔その他のポーズについては連盟事務局までお問い合わせ下さい。〕
使用については全て要綱の規定が適用されます。

※データファイル形式(JPGファイル・PSDファイル)

きんとつと



デメッキー

